

オフセット・クレジット（J-VER）制度における「都道府県 J-VER プログラム認証基準」（案）等に係る意見募集の結果

1. 意見募集の概要

オフセット・クレジット（J-VER）制度においては、地域で取り組まれる認証制度等が本制度と整合していると認められる場合、「プログラム」として認証する「プログラム認証」の手続きに関する規定を置いている。

今般、この規定を踏まえて、J-VER 制度実施規則（改訂案）及び都道府県 J-VER プログラム認証基準（案）を作成し、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

- 募集期間：平成 21 年 11 月 17 日（火）～平成 21 年 11 月 30 日（月）
- 告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）及び環境省ホームページ
- 意見提出方法：電子メール、郵送、FAX のいずれか

2. 提出された意見数

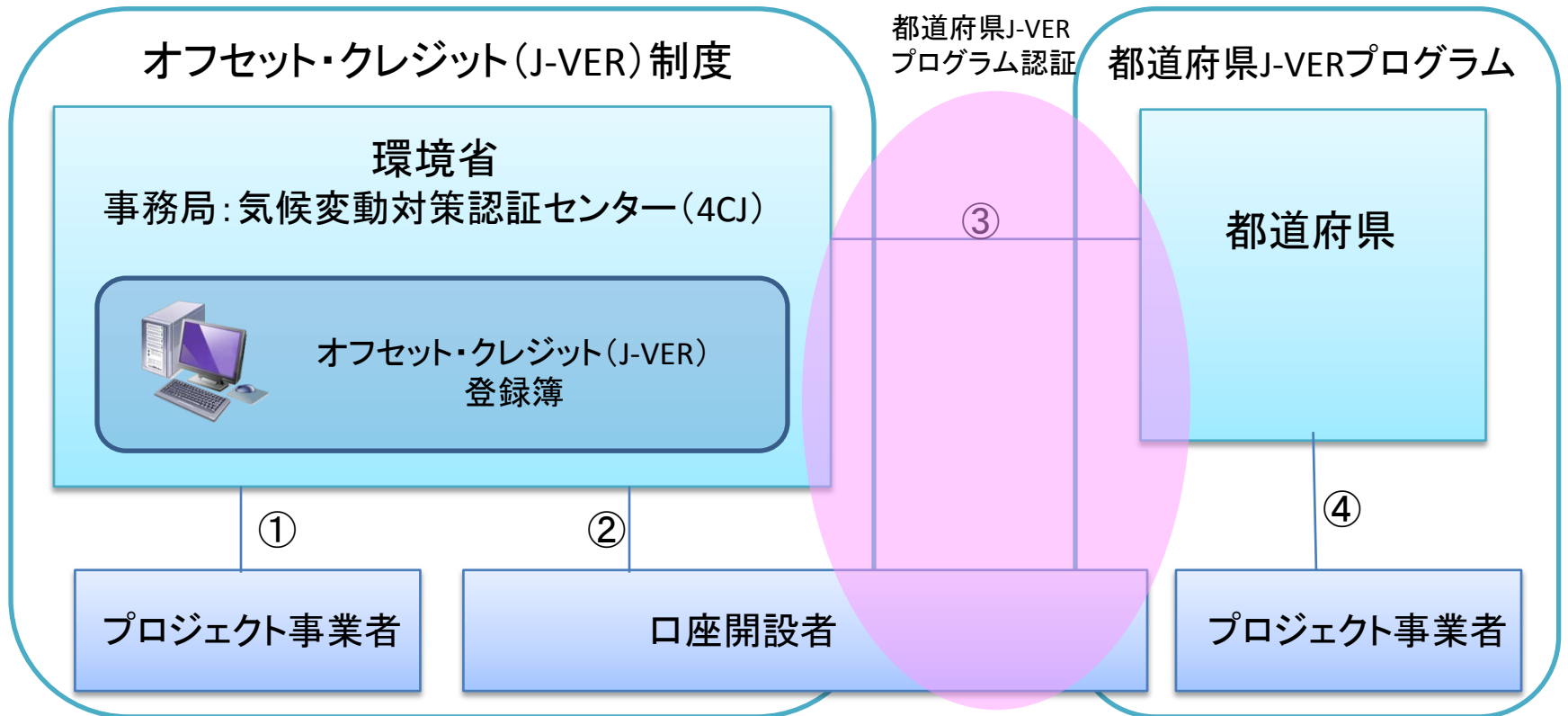
意見提出者数：3 名・団体
のべ意見数：4 件

3. 提出された意見の概要及びそれに対する考え方について

別紙のとおり

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 (案)			
頁			
全般	用語の使用方法について	<p>パブリックコメントに付されているJ-VER制度実施規則等の案文においては、認証という用語が多用されており、認証主体が混在していることとあいまって、主体間の役割や効果がわかりにくくなっている。例えば、以下のように「プログラム認証」を「プログラム登録」と変更してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認証 環境省・都道府県が(検証機関の検証結果に基づき)排出削減削減/吸収量を認証 ●プログラム認証→プログラム登録 環境省が都道府県J-VERプログラムの適格性等を審査し登録 ●プロジェクト登録 環境省がJ-VERプロジェクトの適格性等を審査し登録 	J-VER制度実施規則案及び都道府県J-VERプログラム認証基準案において、都道府県J-VERプログラム認証に係る主体間の役割や効果が具体的に規定されていると考えますが、御指摘を踏まえ、J-VER制度実施規則の「用語の定義」において「都道府県J-VERプログラム認証」の定義を明記いたします。
都道府県J-VERプログラム認証基準(案)			
頁			
1	(1)プログラム運営主体及び体制について	<p>「都道府県J-VERプログラム認証基準(案)」(1)①において、『本認証基準は、都道府県が運営するプログラムを対象とする』の規定について、温室効果ガスの排出削減等事業は、市町村単位でも実施されることが想定されるため、市町村も対象とすべきではないか。 ※ 運営主体を都道府県のみとする場合は、その理由は何か。</p>	<p>J-VER制度に申請される排出削減・吸収プロジェクトは、通常、広域にわたり実施されると想定されていることから、まずは、地方公共団体のうち広域にわたる事務を処理することとされている都道府県をプログラム認証の対象とすることとしました。</p> <p>また、プログラム認証の対象となる「プログラム」については、J-VERの全国的な普及の観点から、可能な限り広くすべきとの考えもありますが、一方で、市場で流通するクレジットを発行するものであり信頼性を確保するとの観点から、当該プログラムの運営に必要な法的責任・実施体制・資金の管理能力や中立性等について要求されるべき水準を確実に満たすと考えられる団体であり、かつ、温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する制度を有している実績のある都道府県が運営するプログラムを対象とすることとしております。</p> <p>なお、本基準案は、将来的に市町村等が運営するプログラムをプログラム認証の対象とすることを排除するものではありません。</p>
2	クレジットの発行・管理について	<p>バッファーとして確保する量は、3%でよいのか、それとも、別途都道府県J-VER用に数値を設定する予定なのか。</p>	<p>頂いた御意見も踏まえ、「都道府県J-VERプログラム認証基準(案)」(1)④イを下記のように修正します。</p> <p>「都道府県プログラムの運営主体は、森林管理プロジェクト由来の都道府県J-VERをJ-VER登録簿に発行する場合には、当該都道府県プログラムの運営主体がJ-VER登録簿上に開設する「都道府県J-VERバッファー管理口座」に確保すべき量として当該都道府県プログラムの運営主体が定める一定量の都道府県J-VERを、当該都道府県J-VER/バッファー管理口座に確保するための措置を講じること。」</p> <p>なお、都道府県プログラムの運営主体が定める補填用クレジットの量は、J-VER制度との整合性を図るため、クレジット発行量の3%以上といたします。</p>
全般	事業者への支援について	<p>第三者検証にかかる費用負担について、モニタリング結果の第三者による検証にかかる費用は、環境省によるJ-VER制度活用事業者支援事業や山村再生支援センターによる検証費用助成事業の受検支援の対象となるのか。</p>	<p>都道府県J-VERプログラムにおいて申請されるプロジェクトについては、環境省によるJ-VER制度活用事業者支援事業の対象にはなりません。なお、山村再生支援センターの事業については、当省所管の事業ではないためお答えしかねます。</p>

都道府県J-VERプログラム認証における各主体間の関係について



- ①「オフセット・クレジット（J-VER）制度利用誓約書・約款」により規定される。
- ②「オフセット・クレジット（J-VER）制度利用誓約書・約款」（口座開設者向け条項に限る）により規定される。
- ③「都道府県J-VERプログラム認証に係る約款」により規定される（都道府県J-VERプログラム認証の手続きに関しては、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則等において規定される。）。
- ④都道府県J-VERプログラムにおける約款により規定される（オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款と整合した約款が求められる。）。

(参考)オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款について

○オフセット・クレジット(J-VER)制度に申請を行うプロジェクト事業者は、申請の際、制度事務局(気候変動対策認証センター)に対して、以下の制度基本文書を遵守すること等を内容とするオフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款に従うことを誓約する誓約書を提出する必要がある。

オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則

オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会に関する規程

オフセット・クレジット(J-VER)制度におけるポジティブリスト

オフセット・クレジット(J-VER)の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論

オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン

オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング報告書の検証のためのガイドライン

オフセット・クレジット(J-VER)登録簿システム利用規程

その他、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会により制定される文書

○オフセット・クレジット(J-VER)登録簿システムへの口座開設のみを行う者も、同様に、申請の際、制度事務局に対して、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款に従うことを誓約する誓約書を提出する必要がある。